

どうしていいこう

防災対策と避難所

令和3年5月15日

佐賀市議会 議会報告会

第2部 分科会

総務委員会

目次

- 佐賀市議会の災害対応について
- 総務委員会から佐賀市へ ①
- 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対処方針」の策定
- 総務委員会から佐賀市へ ②
- 「令和元年度決算議案に対する附帯決議」に対する対処方針報告書
- 「佐賀市防災備蓄計画」の策定
- 「避難所開設運営マニュアル」等の適宜更新・庁内での情報共有
- 「佐賀市防災の手引き」の策定

佐賀市議会の 災害対策について

- 佐賀市議会業務継続計画（議会BCP）を策定しました【災害時の議会の役割と行動指針】

大規模な災害等が発生した場合に、引き続き議会の役割を維持し、一方で、災害等の対応に当たる執行機関への協力や連携を行うため、非常時の議会及び議員の役割や行動指針等を定めることにより、迅速かつ適切な議会活動を確保することを目的として、**佐賀市議会業務継続計画（議会BCP）**を策定しました。

[佐賀市議会業務継続計画（議会BCP）\(PDF 890KB\)](#)

佐賀市議会業務継続計画 （議会BCP）	
令和元年10月 （佐賀市議会）	
	1. 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
	2. 計画の対象とする災害等・・・・・・・・・・ 1
	3. 議会及び議員の役割・・・・・・・・・・ 1
	(1) 議会の役割
	(2) 議員の役割
	4. 執行機関との連携・協力指針・・・・・・・・ 2
	5. 議会の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	(1) 一次体制
	(2) 二次体制（議会災害対策会議の設置）
	(3) 三次体制（全議員の参加）
	6. 議員の基本的な行動内容と行動基準・・・・ 3
	(1) 基本的な行動内容
	(2) 行動基準
	7. 事務局職員の行動基準・・・・・・・・・・ 4
	(1) 行動基準
	(2) 議員の安否を確認する方法と確認する事項
	8. 情報の収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
	(1) 地域の災害情報の収集など
	(2) タブレット端末の活用
	9. 防災訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
	10. 計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

総務委員会から

佐賀市へ ①

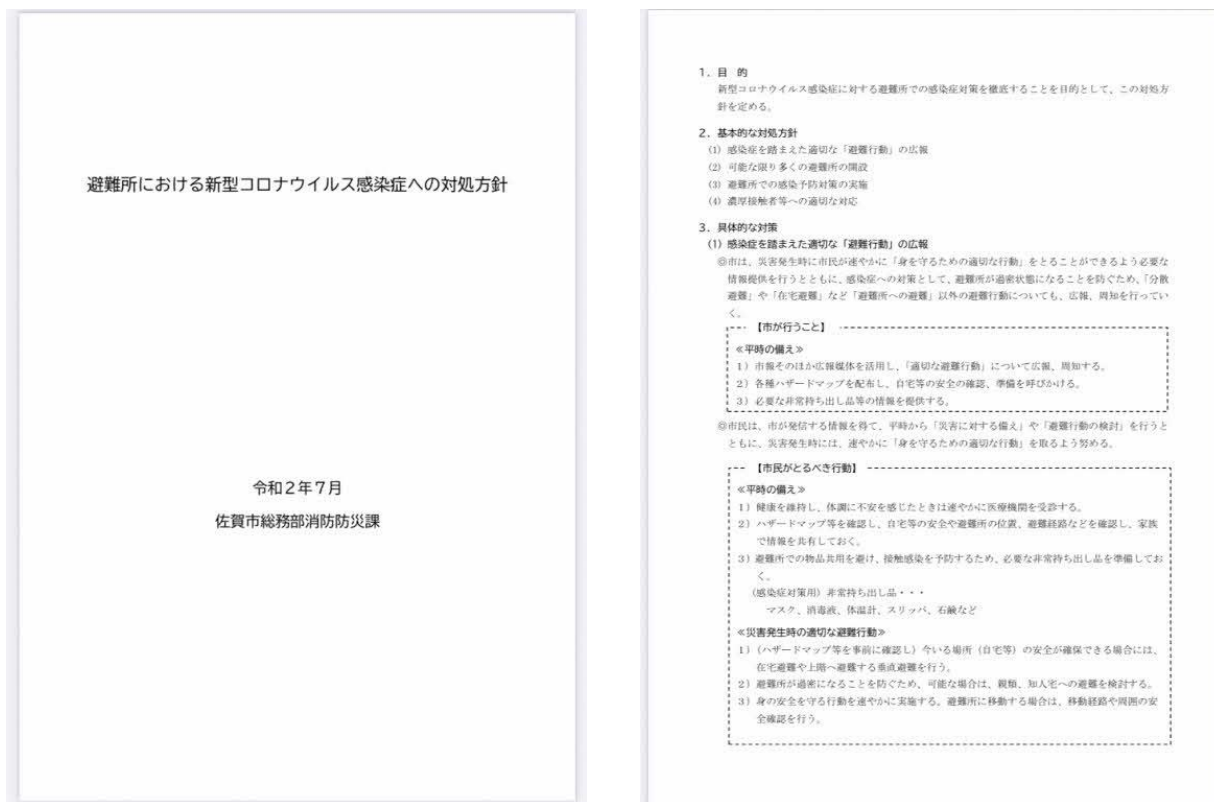
新型コロナウイルス感染症に対応した、避難所運営の方針、ガイドライン等の作成を急ぐべき。

(令和2年6月定例会)

「避難所における新型コロナウイルス感染症への対処方針」 策定

- 新型コロナウイルス感染症に対する避難所での感染症対策を徹底することを目的として、この対処方針を定める。（令和2年7月）

避難所における新型コロナウイルス感染症への対処方針



総務委員会から

佐賀市へ ②

- ・ 災害備蓄品の扱いについて
- ・ 避難所開設運営マニュアル等の適宜更新について

(令和2年9月

決算委員会附帯決議)

「令和元年度決算議案 に対する附帯決議」に 対する対処方針報告書

(令和3年2月)

「第70号議案 令和元年度佐賀市一般会計歳入歳出決算に対する附帯決議」 に対する対処方針等報告書

委員会名	総務委員会
事業名	防災備蓄管理経費
担当課	消防防災課

議会の意見・提言等	左記の意見・提言等に対する対処方針等
(1) 備蓄品の選定、購入、管理及び使用について、一貫性のあるルールを早急に定め、庁内での情報共有を確実にすること。	(1) 備蓄に関する方針計画として、「佐賀市防災備蓄計画」の策定準備を進めており(令和2年11月定例会の総務委員研究会で報告済み)、今後については、本計画に沿って、計画的に備蓄品の整備を進めていく。 また、本計画策定後、庁内での情報共有を行っていく。
(2) 備蓄品を選定する際は、利用者の立場に配慮し、十分な検討を行うこと。	(2) 策定準備を進めている「佐賀市防災備蓄計画」内で、ベッド類、生理用品、紙おむつ、アレルギー対応食など、様々な利用者に配慮した物品の整備を計画している。 物品の選定に際しては、関連部署などから幅広い意見を求め、慎重に実施していく。
(3) 備蓄品の管理を委託している事業者との情報共有及び連携を緊密に行い、適切な在庫状況の把握を行うこと。	(3) 現在、備蓄品の管理については、防災用品等の販売を主とする事業者に業務委託をし、在庫管理及び使用期限等の確認を実施している。 次年度以降については、倉庫管理を専門とする業者に委託先の見直しを検討しており、従来の委託業務のほか、倉庫を最大限に活用するための運用方法などの情報を共有いただくと共に、倉庫管理に関する様々な提案を受けるとして、適切な在庫状況の把握を検討している。

(4) 避難所運営に関するマニュアルを庁内で確実に共有した上で適宜更新し、避難所運営に支障がないよう、事前準備に万全を期すること。

(4) 現在、避難所運営に関しては、「避難所開設運営マニュアル」に基づいて実施している。
また、昨今の新型コロナウイルス感染症対策として、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対処方針」を策定するなど、状況に応じた対応を取っている。
今後についても、マニュアル等の適宜更新・策定を行うと共に、庁内での情報共有を行うことで統一した対応が取れるよう努めていく。

「佐賀市防災

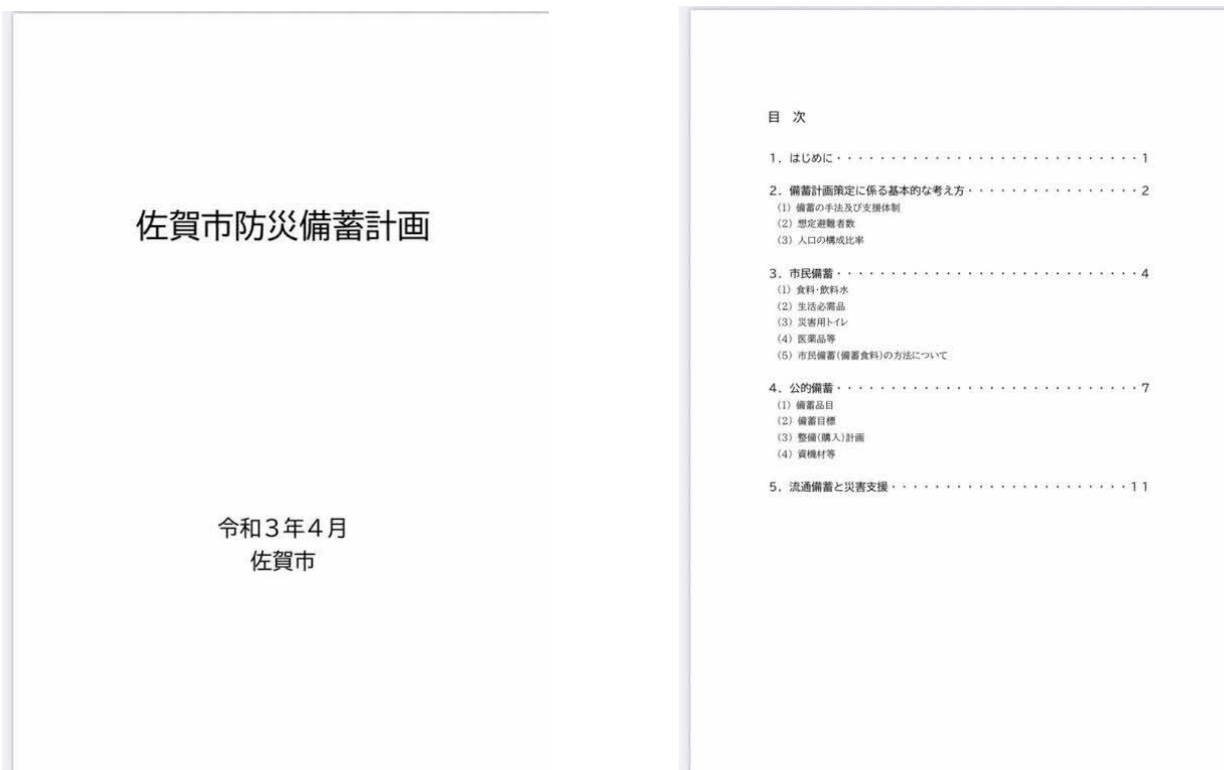
備蓄計画」

の策定

- 佐賀市では、災害発生後における物資調達を円滑に行うため、「自助」「公助」の考え方に基づき、市民や地域、行政が、平時から「備蓄」に関する基本的な指針と方針を共有することを目的に「**佐賀市防災備蓄計画**」を策定しました。

(令和3年4月)

佐賀市防災備蓄計画 (PDF255.1 KB)



「避難所開設運営
マニュアル」等の
適宜更新・庁内の
情報共有

避難所開設運営マニュアル

平成27年3月
改定版

目次

第1節	目的	1
第2節	避難所の開設	2
第1	避難所の開設基準	2
第2	避難所の開設時期	2
第3	避難所の設置場所	2
第4	避難収容者の基準	3
第5	避難所の開設手順	3
第3節	報告	5
第1	報告事項	5
第2	状況報告	5
第3	災害対策本部の報告	5
第4節	避難所の運営	6
第1	事務所の開設	6
第2	区画の指定	7
第3	運営の担当者	8
第4	運営の手順	8
第5	避難者の移送	9
第6	避難所の備品	10
第5節	避難所運営委員会	11
第1	避難所運営委員会の目的	11
第2	構成メンバー	11
第3	運営会議の開催	12
第6節	避難所の閉鎖	13
第1	緊急閉鎖	13
第2	避難勧告・指示の解除	13
【参考】	避難所開設運営体系図	14

「佐賀市防災の手引き」の策定

- 「佐賀市防災の手引き」の策定

[佐賀市防災の手引き \(PDF7.35MB\)](#)



佐賀市

災害への心構え

佐賀市は、北に脊振・天山山系を有し、佐賀平野を流れる嘉瀬川、筑後川などの河川が有明海へと流れ込みます。それぞれの地域で想定される災害も異なります。山間部では、土砂災害等の危険性が高く、災害時には集落の孤立が懸念されます。平野部(中心部・海岸部)では、洪水・浸水災害、海岸部では高潮災害や津波災害など、注意が必要です。災害時は、自分の命は自分で守るという「自助」が重要となります。どんな場所に住んでいるのかを知って、災害に対する日ごろの備えと早めの避難を心がけましょう。

1 地域別の災害特性

山間部

土砂災害等の危険性が高い急傾斜地が多く、災害時には集落の孤立が懸念される地区です。

●土砂災害のおそれ

中心部

低地が多く自然排水が困難な地勢で、筑後川や嘉瀬川による水害の危険性が高い地区です。

●浸水災害・洪水災害のおそれ

海岸部

干潮の差が大きい有明海に面しており、台風時には高潮の被害を受けやすい地区です。

●浸水災害・洪水災害のおそれ

●高潮災害のおそれ

●津波災害のおそれ

